

河道閉塞対応訓練を実施します 【平成24年度 河道閉塞対応訓練（久万川流域）】

四国地方整備局では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）の改正により、国・県の役割が明確化されたことを受け、近い将来に発生が予想されている東南海・南海地震などの地震により発生する大規模な土砂崩壊による、河道閉塞（天然ダム）が発生したことを想定して、下記のとおり関係機関と連携して対応訓練を実施する予定です。

この訓練は、仁淀川水系久万川流域を対象に大規模河道閉塞の発生を想定し、大規模災害時における国と地方自治体等との相互連携の強化及び防災担当者の危機管理対処能力の向上を目的とし、質疑応答による学習型の河道閉塞対応訓練を実施します。

1. 開催日時

- ・平成25年1月30日（水）
- ・13:00～17:00 【受付開始13:00 訓練開始13:20】

2. 開催場所

- ・愛媛県久万高原町役場大会議室（愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地）

3. 参加機関

- ・四国地方整備局（企画部、河川部、松山河川国道事務所、大渡ダム管理所、四国山地砂防事務所）
- ・愛媛県（砂防課、河川課、危機管理課、久万高原土木事務所）
- ・久万高原町
- ・愛媛県久万高原警察署
- ・愛媛大学防災情報研究センター（講評）

4. 訓練方法

- ・参加機関が同一会場に集合し、災害発生後の時間経過を追って、想定される事態等の災害条件を各機関ごとに与え、実施すべき最適な対策内容等を考えながら進める学習型訓練とします。

5. その他

- ・記者席あり。（事前登録不要）

平成25年1月28日
国土交通省 四国地方整備局

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課 TEL087-851-8061（内線3617）
課長補佐 森 和夫（もり かずお）
国土交通省 四国地方整備局 四国山地砂防事務所 TEL0883-72-5400（内線 204）
○副所長（技術） 川西 浩二（かわにし こうじ）
○：主たる問い合わせ先

平成24年度 河道閉塞対応訓練（久万川流域）

1. 訓練目的

■久万川流域を対象に、大規模災害時における国と地方自治体等との相互連携の強化及び防災担当者の危機管理対応能力の向上を目的とし、質疑応答による学習型の河道閉塞対応訓練を実施します。

2. 訓練開催日時・会場

■開催日時:平成25年1月30日(水)13:00~17:00

■会場:久万高原町役場大会議室(役場庁舎2階)

※13:00より受付開始、13:20より訓練開始

3. 訓練参加機関

■久万高原町、愛媛県、愛媛県久万高原警察署、四国地方整備局、松山河川国道事務所、大渡ダム管理所、四国山地砂防事務所

4. 訓練場面

■久万川流域において地震により斜面が大規模に崩壊し河道閉塞が発生することを想定

■訓練する場面を発災後の時間経過毎に「ステージ」として設定し、各ステージ毎に進行

■想定訓練ステージ

- ①初動対応確立ステージ(河道閉塞形成確認～緊急調査開始)
- ②改正土砂法*に伴う対応ステージ(緊急調査～土砂災害緊急情報通知～警戒避難)
- ③応急対応ステージ(応急対応工事・住民避難等)

*「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正(平成23年5月1日施行):大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化

5. 主要訓練項目

- 発災や被害対応に関する情報収集及び共有
- 避難勧告・指示命令、避難誘導、避難所開設等の対応
- 住民やマスコミに対する広報対応

- 関係機関と連携した災害対応
- 土砂災害緊急情報の受理及び周知対応
- 河道閉塞の緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び周知対応
- 河道閉塞応急対策及び監視観測対応

6. 質疑応答による学習型訓練とは

■学習型訓練は、形態として「進行役」と「訓練参加機関」とに分かれて行う。

■想定した災害シナリオに則して状況付与を行った上で、「進行役」は「訓練参加機関」に、その対応について様々な「設問」をし、「訓練参加機関」は「回答」(相談しても良いが時間的余裕はない)する形式で進行する。

■これにより自機関の所掌事務だけでなく、他機関の取り組み状況を把握できることから、他機関を含めた全体的な防災対応について理解度の向上が期待でき連携の強化も図ることが可能。



進行役

訓練参加の各組織をひとつの災害対策本部もしくは災害対策支部と見立て、それぞれに対し質問する。



回答者を特定して当てることはしない。あくまでも訓練参加組織に対して質問し、組織として回答してもらう。

訓練の進め方

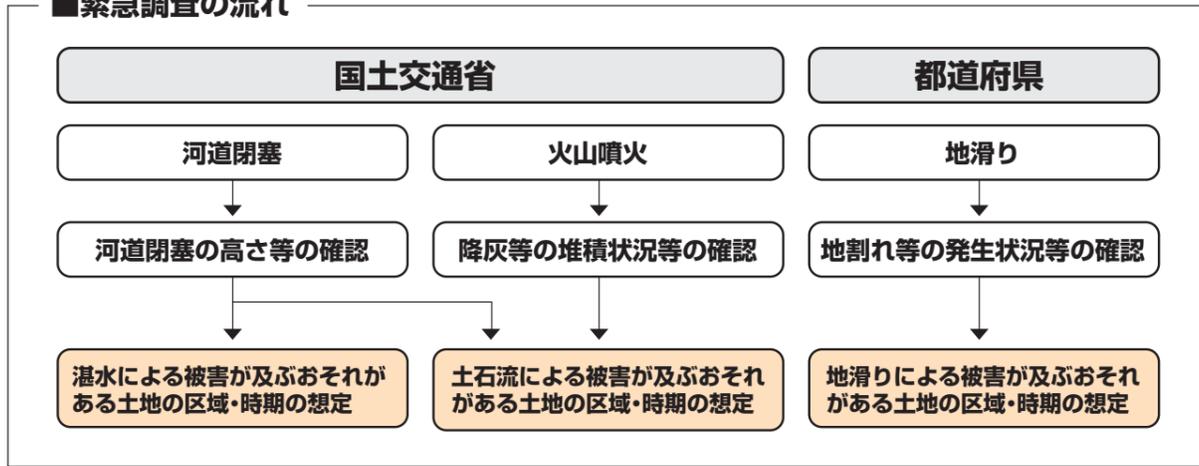
訓練参加機関

質問内容に応じて訓練参加組織内での回答者を決めて、発表する。



回答者は与えられた設問に対してその場で考え、すぐに回答してもらう(相談する等の時間的余裕はない)。

■緊急調査の流れ



土砂災害緊急情報(法第29条)

国土交通省又は都道府県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することとしています。

土砂災害緊急情報のイメージ(河道閉塞に起因する土石流)

土砂災害緊急情報

〇〇市長殿

国土交通省

〇月〇日、〇〇川の〇〇地区付近において、河道閉塞(天然ダム)が確認されました。

今後の降雨等により天然ダムの水位上昇が続いた場合、早ければ〇日〇時頃には天然ダムからの越流が始まり、天然ダムの決壊に伴い土石流が発生し、別図に示す〇〇集落等に到達するおそれがありますので警戒して下さい。



平成23年1月27日霧島山(新燃岳)の噴火 撮影:国土交通省九州地方整備局

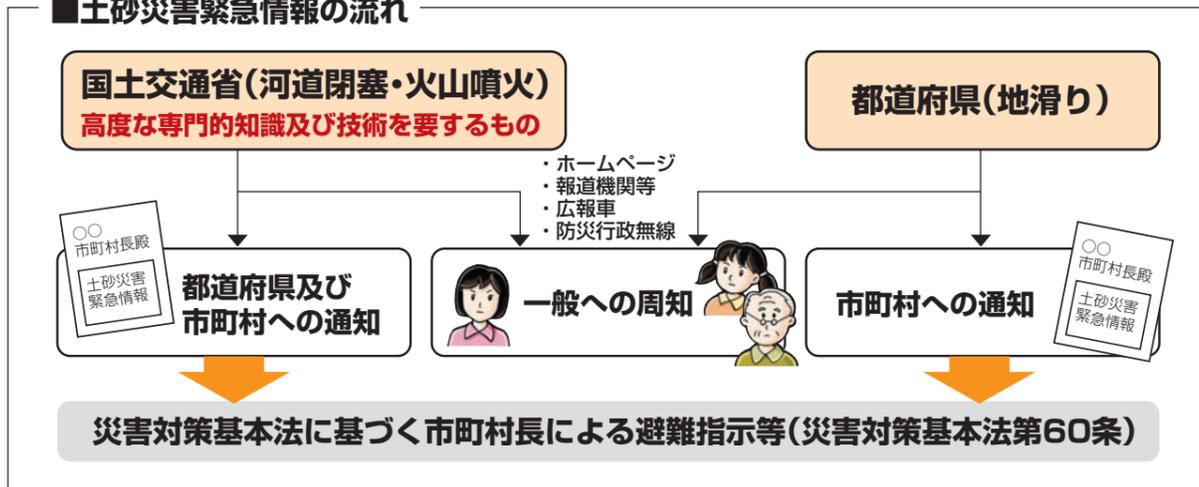
土砂災害防止法の一部改正について

—大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化—

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正

平成23年5月1日施行

■土砂災害緊急情報の流れ



※国土交通省又は都道府県は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、国土交通省にあっては関係のある都道府県及び市町村に、都道府県にあっては関係のある市町村に随時提供することとしています。

お問い合わせ先

国土交通省河川局砂防部砂防計画課 TEL:03-5253-8111 (代表)

土砂災害防止法の一部改正に基づく「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の概要

■法改正の目的

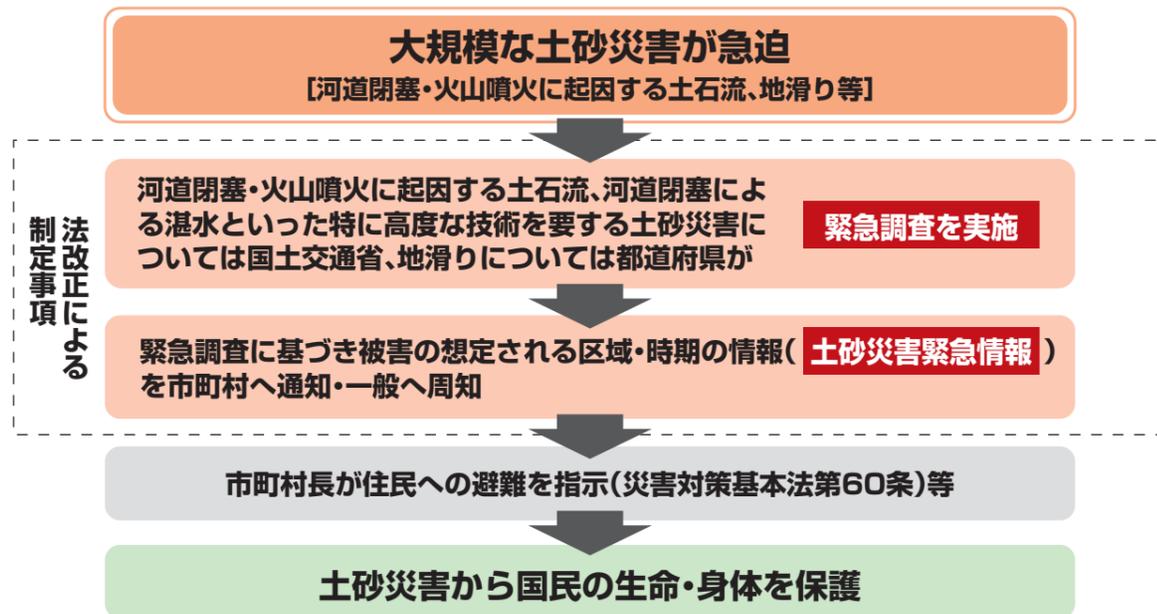
大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとします。

■法改正の背景

- ①新潟県中越地震(平成16年)、岩手・宮城内陸地震(平成20年)の際、多数の河道閉塞(いわゆる天然ダム)が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、緊急対策を国土交通省が支援しました。
- ②河道閉塞・火山噴火に起因する土石流および地滑り等による大規模な土砂災害が急迫している場合、
 - ・ひとたび発生すると広範囲に多大な被害が及ぶとともに時々刻々と変化するリスクの把握が必要となります。
 - ・住民に避難指示をする権限は市町村にあります。大規模な土砂災害の経験が少なく、避難指示の判断等の根拠となる情報を自ら入手することが困難なため、国土交通省又は都道府県による技術的支援が必要となります。

■法改正に至る経緯

平成21年2月「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」による提言
 平成22年1月 第176回国会にて成立(衆院・参院ともに全会一致) 法律公布
 平成23年 施行



緊急調査(法第26条、27条)

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行うこととしています。

■河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流(国土交通省が実施)

- ・河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
- ・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■河道閉塞による湛水(国土交通省が実施)

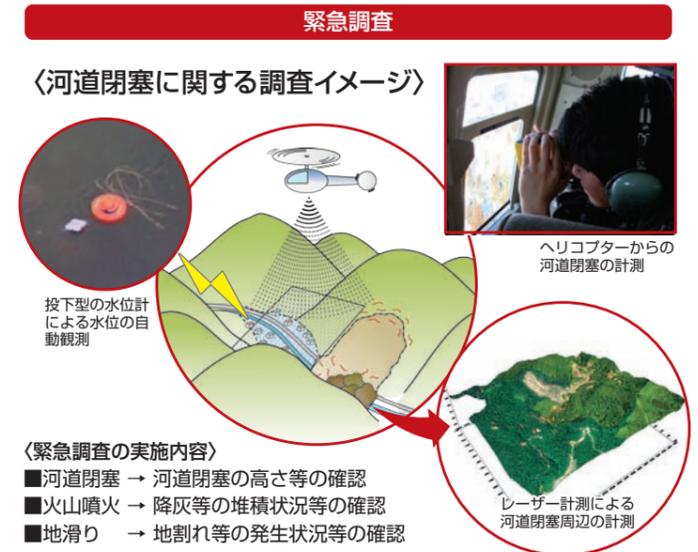
- ・河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
- ・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■火山噴火に起因する土石流(国土交通省が実施)

- ・河川の勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合
- ・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■地滑り(都道府県が実施)

- ・地滑りにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
- ・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

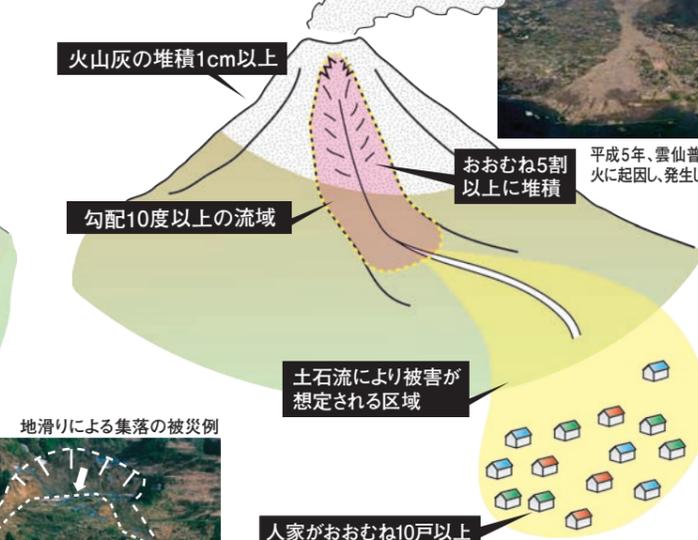


河道閉塞に起因する土砂災害(土石流及び湛水)(国土交通省が実施)



平成20年、岩手・宮城内陸地震で発生した河道閉塞

火山噴火に起因する土石流(国土交通省が実施)



平成5年、雲仙普賢岳の噴火に起因し、発生した土石流



地滑りによる集落の被災例